

(平成26年5月28日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認九州地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
厚生年金関係	6 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 60 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 7 月 10 日

私は、A社に勤務し、平成20年7月に賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

金融機関が提出した申立人名義の普通預金口座に係る取引明細証明書により確認できる申立期間に係るA社からの振込額は、同社が加入しているB健康保険組合が回答した申立人の申立期間に係る賞与支給額から、厚生年金保険料を含む諸控除額を試算し推定した差引支給額と一致する。

このことから判断すると、申立人は申立期間において、A社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の健康保険組合が提出した申立期間の「適用一賞与支払届（被保険者・個人分）」により、25万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間の保険料を納付していなかった旨回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和26年12月4日に厚生年金保険第3種被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社B事業所（現在は、A社）における同資格の喪失日は、27年4月1日であったと認められることから、申立人に係る同資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名： 男  
基礎年金番号：  
生年月日： 昭和7年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間： 昭和26年12月頃から27年4月初めまで

私は、昭和26年12月頃から27年4月初めまで、C県D町（現在は、E市）に在ったA社B事業所の作業場でF職として働いていたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人がA社B事業所に一緒に就職したとして氏名を挙げた同僚4人全員が同社に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）により、昭和26年12月4日に厚生年金保険第3種被保険者として資格を取得していることが確認でき、そのうちの1人は、「申立人と一緒に就職し、共に正社員のF職として働いており、社員寮も同室であった。」と供述している。

また、申立人は、「昭和27年4月初めまでA社B事業所に勤務し、その後しばらくしてG事業所の臨時職員として採用された。」と供述しているところ、申立人が提出した申立人に係るH事業所の人事記録カードの写しにより、同年5月10日からG事業所に勤務し始めたことが確認できる。

一方、A社B事業所を管轄していたI社会保険事務所（当時）は、昭和\*年\*月に全焼し、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿は焼失しているところ、被災後に記録の復元

が行われているものの、同名簿及び同払出簿ともに多くの番号の欠落が確認できる。

以上の事実を前提にすると、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことの原因としては、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の焼失、事業主の届出漏れ、保険者による厚生年金保険被保険者記号番号払出簿への記入漏れ等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の焼失等から半世紀も経た今日において、保険者において同名簿等の完全な復元をなし得ない状況の下で、申立人及び事業主に、その原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らに、これによる不利益を負担させるのは相当でないとすべきである。

したがって、申立人が申立期間当時においてA社B事業所に勤務していた事実が推認できること、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和26年12月4日に厚生年金保険第3種被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の同事業所における厚生年金保険第3種被保険者資格の喪失日は27年4月1日とすることが妥当であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

## 九州（福岡）厚生年金 事案 5165

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和40年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年11月1日から同年12月1日まで

私は、昭和38年5月にA社に入社し、58年3月まで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び申立期間当時申立人と一緒にA社から同社B支店に転勤したとする同僚の供述から判断すると、申立期間について、申立人が同社に継続して勤務し（A社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、これを特定できる人事記録等の資料は無いものの、A社B支店は昭和40年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周

辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 21 日から同年 8 月頃まで

私は、A社に昭和 45 年 12 月 1 日から 46 年 8 月頃まで勤務していたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に対し、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の給与からの控除等について照会したが、同社は申立期間当時の資料は何も保管していないため不明である旨回答している。

また、申立人が氏名を挙げた複数の同僚の供述から、申立人が申立事業所に勤務していたことがうかがえるものの、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の給与からの控除について具体的な供述を得ることができない。

さらに、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば昭和 45 年 12 月 1 日、喪失日は 46 年 4 月 21 日と記載されていることが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致している上、遡って訂正されるなど不自然な形跡は見当たらない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 九州（福岡）厚年年金 事案 5167

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月 11 日から同年 6 月 1 日まで

A社の管轄事業所に昭和 43 年 1 月 11 日から同年 5 月 31 日まで勤務した期間が、厚生年金保険の被保険者期間として確認できないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B共済組合が申立人に発出した文書及びA社C支社の回答から、申立人が申立期間において臨時職員として同社の管轄事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の適用事業所に係る事業所原簿等において、同事業所が、申立期間に厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、A社C支社は、申立期間当時の各事業所における臨時職員に係る厚生年金保険被保険者資格の取扱基準等については不明と回答している上、同支社及び同社の管轄事業所は、申立人の厚生年金保険料の控除を確認できる資料は無いと回答している。

さらに、申立人が氏名を挙げた同僚のうち、連絡先が判明した複数の者に照会したが、申立人がA社の管轄事業所に勤務していたことについては記憶しているものの、申立期間当時、同事業所で厚生年金保険に加入していた者がいたかどうかについては不明と回答している。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほかに、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



九州（大分）厚生年金 事案 5168（大分厚生年金事案 1071 の再申立て）

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月頃から 50 年 2 月頃まで

私が A 社に勤務していた期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認められるよう年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、年金記録の訂正は認められなかった。

今回、当時の同僚の氏名又は姓が分かったので、再調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

前回の申立てにおいて、申立期間（昭和 47 年 10 月 27 日から 50 年 2 月 1 日まで）については、i) A 社は既に閉鎖されており、事業主も死亡していることから、申立人の厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等について確認できる関連資料及び事業主の供述を得ることができないこと、ii) 申立期間において同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚に照会したが、申立人の同社における保険料控除等をうかがわせる供述等を得ることができないこと、iii) 同社は従業員について、必ずしも全員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえることなどを理由として、既に年金記録確認大分地方第三者委員会（当時。以下「大分委員会」という。）の決定に基づき平成 23 年 10 月 14 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の申立てにおける申立期間を昭和 47 年 10 月頃から 50 年 2 月頃までの期間に変更し、申立期間当時、A 社に勤務していた同僚の氏名又は姓が分かったとして、再度申し立てている。

しかしながら、申立人が氏名又は姓を挙げた同僚 3 人のうち、連絡先が判明した 2 人に照会したが、申立人の申立期間における厚生年金保険料の給与

からの控除に関する具体的な供述を得ることができない。

このほかに、大分委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、前回の大分委員会の通知に記載されているとおり、仮に厚生年金保険料を控除されていたとしても、申立人は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項ただし書に規定される「事業主が保険料を納付する義務を履行しないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当することから、申立期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 10 月 1 日から 3 年 3 月 30 日まで

私は、申立期間においてA社（現在は、B社）に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人が提出した申立事業所に係る平成 3 年 4 月 10 日付け「支払明細書」の写しには、社会保険欄に斜線が引かれており、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立人が提出した平成 2 年分の給与所得の源泉徴収票の写しに記載されている社会保険料等の控除額は、申立人が申立期間の直前まで勤務していた事業所におけるオンライン記録の標準報酬月額等から試算した 9 か月分の社会保険料の額と、申立事業所における 3 か月分の雇用保険料の試算額の合計額とがほぼ符合しているほか、平成 3 年分の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の控除額は、申立事業所における雇用保険料のみの試算額とほぼ符合することから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたとは考え難い。

さらに、B社は、申立期間当時の資料を保管していないと回答していることから、当該期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料等を得ることができないが、申立期間において申立事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から、申立事業所には試用期間があり、従業員を必ずしも入社

と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

加えて、オンライン記録により、申立人の申立事業所に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 54 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月

私は、A社に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたと思うが、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

申立期間に係る標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準賞与額の記録について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、あっせんの対象となる事案は、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を当該被保険者の賞与から控除していたと認められることが要件とされている。

しかしながら、A社が提出した申立人に係る賞与支給明細によると、平成 16 年 7 月 14 日付けで申立人に賞与が支給されているものの、当該賞与からは厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる上、同社は申立人に係る当該賞与からは厚生年金保険料を控除していなかったと回答している。

また、前述の賞与支給明細の「振込額」の欄に記載されている金額は、申立人に係る普通預金取引明細表により確認できる平成 16 年 7 月 14 日付けのA社からの振込額と一致しており、このほか、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 九州（福岡）厚生年金 事案 5171

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立人の要旨等

#### 1 申立人の指名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年頃から 13 年 3 月まで

私は、A社に平成 10 年頃から 13 年 3 月まで勤務し、月額 25 万円から 32 万円の給与を支給されていたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の一部を含む平成 12 年 7 月 1 日から 14 年 2 月 6 日までの期間に係る雇用保険の被保険者記録及びB市C区が提出したA社に係る申立人の平成 13 年中の給与支払報告書個人別明細書（以下「個人別明細書」という。）から判断すると、申立期間の一部について、申立人が同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、前述の個人別明細書における「社会保険料等の額」の欄には 2 万 1,735 円と記載されており、この金額は、A社における平成 13 年中の給料支払金額（379 万 5,000 円）に対応する雇用保険料額に近似していることから、厚生年金保険料が含まれていたとは考え難い。

また、B市C区が提出した平成 12 年中の所得証明書においては、給与の支払者が記載されていないものの、「社会保険料控除」の欄には、5,648 円と記載されているところ、この金額は同年中の給与収入（153 万 500 円）に対応する雇用保険料額に近似していることから、厚生年金保険料が含まれていたとは考え難い。

さらに、B市C区が提出した平成 10 年中及び 11 年中の所得証明書においても、社会保険料が控除されていることが確認できるものの、前述の 12 年中の所得証明書と同様に給与支払者が記載されておらず、両年中に係る給与収

入については、A社から支給された給与であると推認することができない。

加えて、A社は、当時の資料を保管しておらず、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

また、事業主は、従業員の中には本人の希望により、厚生年金保険に加入させていない者もいた旨供述しているところ、申立人が氏名及び姓のみを挙げた同僚のうち二人については、同社に係るオンライン記録により厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから、A社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったと推認できる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細等の資料は無く、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。